平成２３年（フ）第８７６号
広島市東区上温品３丁目２番29―304号
債務者　寒澤　園美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７５号
広島市佐伯区美の里１丁目10番22号
債務者　中山　知子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７８号
広島県大竹市木野１丁目１番15号
債務者　川部　蔦子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９７号
広島市西区竜王町８番１―211号
債務者　黒谷　道男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００１号
広島市安佐南区伴東１丁目57番４号
債務者　大河　　進
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６５号
広島市西区西観音町９番１―301号
債務者　河内　利夫
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７０号
広島県東広島市高屋町郷1123番地50　コーポ鯉城101号
債務者　長谷川宣子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７６号
広島市西区竜王町８番１―211号
債務者　黒谷　律子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
福岡県小郡市小郡689番地６
債務者　西山　正男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊21番地４、旧住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋266番地３　ろ―５―505
債務者　豊島　達郎
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１９４号
福島市森合字小松原13番地の３
債務者　平山さおり
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
栃木県真岡市東大島1563番地１
債務者　吉澤　慎樹
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第３５２号
山梨県韮崎市旭町上條北割2002番地13
債務者　内山　信彦
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
山梨県甲府市住吉２丁目５番６号　ニューピースＫ206号
債務者　加藤　安彦
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
山梨県南アルプス市沢登93番地３
債務者　加藤　　東
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
長野市大字大豆島1613番地　コーポソイビーンノースツリーＮ101
債務者　宮尾　佑軌
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
長野市上松４丁目10番１―206号
債務者　山口　　輝
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係